

☆4・28はどんな日？

―私たちは「主権回復の日」を素直に祝えない―

政府主催の「主権回復記念式典」

◆政府は、サンフランシスコ平和条約発効六十周年にあたる四月二十八日を日本の「主権回復の日」として、記念式典を催すことにしています。

◆これに対して、沖縄県民などから厳しい反発の声が上がっています。なぜならこの日は沖縄県民にとって、沖縄が日本から切り捨てられた「屈辱の日」だからです。

サンフランシスコ講和条約、その時沖縄は

◆戦後七年の一九五二年四月二十八日、日本と連合国四八カ国との間のサンフランシスコ講話条約が発効し、日本は占領状態から独立し主権を回復しました。

◆しかし、この条約では沖縄・奄美諸島・小笠原諸島は除外され引き続きアメリカの施政権下におかれることになりました。こうしてこの日は沖縄などの人々にとって「屈辱の日」として記憶される事になったのです。

◆さらに驚くべき事に、一九四五年一二月の衆議院議員選挙法改正時に、この条約を先取りして、時の政府は沖縄県民の選挙権を停止したのです。この時、国会から追い出された沖縄県選出の議員の憤りと悲しみ溢れる万感胸に迫る演説が国会の議事録に残っています。

沖縄県民の思いを無視して祝えますか？

◆アメリカの施政権下にあった沖縄が返還されたのは、講和条約から遅れること二十年、一九七二年五月一日でした。しかし、沖縄県民にとって、二十年前の屈辱の記憶は消えることなく今日に至っているのです。

◆そして今以て、面積わずか0・6パーセントの沖縄に74パーセントの米軍基地、そして危険なオスプレイが押しつけられ苦難の日が続いています。

◆この沖縄の歴史、そして沖縄の人たちの気持ちを思うと、私たち本土の者は、この式典を素直に祝うことはできないのではないのでしょうか。

5. 15こそ真の主権回復の日

◆私たち浜松市憲法を守る会は、まず政府は沖縄県民に過去の差別をお詫びすること、そして憲法第一四条に謳っている法の下における平等の精神に基づき、沖縄が本土に復帰した5・15を主権回復の日にすることを求めます。

二〇一三年四月十四日(日) 第五五四回憲法を守る平和行進

★月例護憲平和行進 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五
毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

日本国憲法第十四条（法の下の平等）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。